

備蓄米交付申請

受付中

申請締切

10/23
(木)

「食」を通じた支援活動を行う団体へ お米を配付します

米価の高騰により事業規模の維持や事業実施が困難な状況にある、豊島区内の子ども食堂やフードパントリー活動を行う団体などに対して、政府が食育を目的としてフードバンクへ無償交付する備蓄米を活用し、お米の配付を行います。本事業は、豊島区の協力を受けて実施します。

交付対象団体

- ☐ 豊島区内で活動する「食」を通じた支援活動を行う団体
(子ども食堂、誰でも食堂、フードパントリーなど)

※詳細は裏面または下記社協ホームページより確認してください。

配付量

- ☐ 備蓄米1トンを、一団体あたり100kgを上限に希望量を配付します。
※複数の事業を申請する場合は、一団体あたり合計100kgが上限です。
※総量が1トンを超える場合は、配付量を調整することがあります。

また、当該年度中に他の方法により政府備蓄米の無償交付を受けている
(予定含む) 団体については、併せて配付量を調整することがあります。

申請方法

- ☐ **令和7年10月23日(木)**までに、フードバンクあったか豊島
(豊島区民社会福祉協議会)の窓口またはメールにて所定の
申請書等を提出してください。
☐ 申請書類は、下記窓口またはメールにて請求してください。
下記社協ホームページからもダウンロードできます。



問合せ・申込先

豊島区民社会福祉協議会

共生社会課 フードバンク事業担当

〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階

TEL : 03-3984-9375 FAX : 03-3981-2946

Eメール : tomonii@t.toshima.ne.jp

詳細・申請書類
(社協HP内)



備蓄米交付申請について

交付対象団体

- ・豊島区内で食育活動や生活困窮者に対する支援活動に取り組む団体であること。
- ・豊島区民社会福祉協議会（以下、「豊島社協」という。）や豊島区と連携が図られている団体又は今後連携する予定の団体であること。
- ・上記にかかわらず、団体又はその構成員が次のいずれかに該当する場合は対象から除く。
 - （１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （２）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

交付対象事業

- ・配付対象団体が実施する豊島区内の食育活動や生活困窮者に対する支援活動のうち、米価の高騰の影響を受けて事業規模の維持や事業実施が困難な状況にあるものであって、豊島社協会長が必要性を認めた事業。
- ・上記活動を通じて、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取り組みを行う事業。
- ・上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象から除く。
 - （１）営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
 - （２）その他豊島社協会長が適当でないと認める事業

交付内容

- ・配付する米については、政府備蓄米の無償交付により豊島社協が受領するものとする。
- ・一つの団体が複数の事業を実施する場合でも、一団体あたり100kgを交付上限とする。
- ・全体の希望量が豊島社協が受領した総量を上回る場合、一団体あたりの交付量を調整する。

申請・交付・報告

☐ 交付申請

米の配付を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、下記書類等を提出する。

- （１）交付申請書（様式第１号）
- （２）提供予定表（様式第２号）
- （３）団体の活動や実績が確認できる、会則やチラシなどの資料
- （４）その他豊島社協会長が必要と認める書類等

☐ 交付決定・配付（受領）

- ・申請書類に基づき、交付の適否について審査の上、交付決定通知書（第３号様式）または不交付決定通知書（第４号様式）により、申請団体に通知する。
- ・配付は、豊島社協より指定された日時、場所にて行う。
- ・交付を受けた団体が交付対象団体でなくなったとき、申請に虚偽等が発覚したときなど、未交付分の交付を取り消す。

☐ 報告

交付を受けた団体は、事業終了後速やかに、提供報告書（第５号様式）により報告を行う。